

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン ハウス建設積立資金取扱規程

(資金の設置)

第1条 この規程は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン定款第3条に定める目的を達成するため、定款第11条第3項の規定に基づき、「ハウス建設積立資金」（以下、「積立資金」という。）を設置し、もって当該資産の適正な取扱いに資するものとする。

(資産の目的等)

第2条 積立資金は、定款第4条第1項第1号に定める困難な病気を患っている児童及びその家族が滞在できる施設（以下、「ハウス」という。）を設置又は改良するために要する費用に充てることを目的として、毎年計画的に積み立てるものとする。

(資金の区分)

第3条 積立資金は、ハウスの建設計画ごとに区分して、善良な管理者の注意をもって維持及び管理しなければならない。

2 前項に掲げる積立資金の区分及び名称は、別表のとおりとする。

(資金の限度額)

第4条 積立資金の限度額は、建設事業年度を明確にした事業計画に基づき、ハウスの建設計画ごとに算定した建設見積額とする。ただし、地方公共団体等からの補助金又は助成金等が予定されている場合は、これを差し引いた額とする

2 前項の限度額及び建設予定年度は、別表のとおりとする。

(資金の運用方針)

第5条 積立資金は、元本の安全性に配慮するとともに、可能な限り高い運用益を得るよう運用しなければならない。

(資金の運用方法)

第6条 積立資金は、理事会の決議を経て、理事長が運用する。ただし、定期預金にて運用する場合は、理事会の決議を要しない。

(運用益の取扱い)

第7条 積立資金から生じる運用益の取扱いは、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

(1) 当該ハウス建設積立資金に繰り入れることができる。ただし、限度額に達している場合を除く。

(2) 他のハウス建設積立資金に繰り入れることができる。ただし、限度額に達していない場合

に限る。

(3) 公益目的事業の収益に不足が生じたときは、これに充当することができる。

(使途の制限)

第8条 別表に掲げる各積立資金は、当該ハウスの設置又は改修に要する費用に充てなければならない。

2 積立資金を用いてハウスの整備又は改修を行った結果、当該積立資金に残額が生じたときは、前条第2号又は第3号の規定により取り扱うことができる。

(資金の取崩し等)

第9条 積立資金は、やむを得ない事情等により建設計画を中止せざるを得ない場合に限り、理事会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 別表に定める積立限度額又は建設予定年度を変更しようとするときは、理事会の承認を経て、変更することができる。

(書類の備置き及び閲覧)

第10条 積立資金の積立限度額及びその算定根拠に関する書類は、法令の定めにより、これを事務局に備え置くとともに、一般の閲覧に供するものとする。

(規程の変更・廃止)

第11条 この規程の変更及び廃止は、理事会の決議を受けなければならない。

附則

本規程は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの設立の登記の日から施行する。

(改定日) 2010年1月21日
2010年12月2日
2011年11月29日
2012年12月6日
2013年12月3日

別表

資金の名称	積立限度額	建設予定年度	摘要

(注)「積立限度額」欄の上段()内は、建設見積額である。